

令和 8 年度 第1回

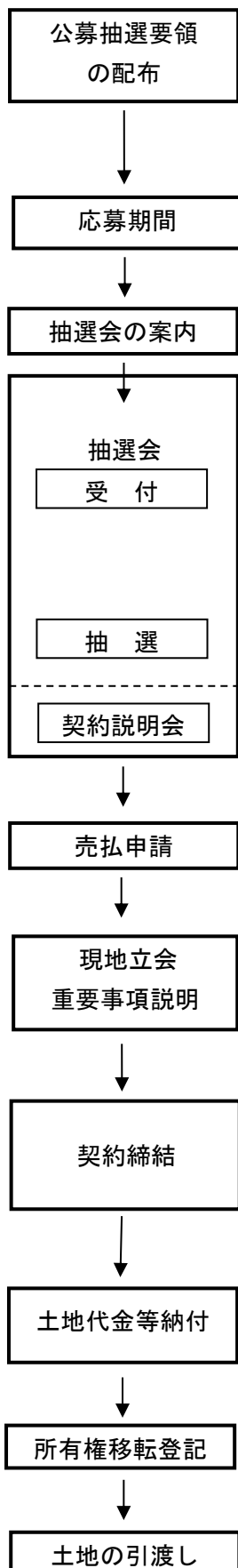
高山市有財産売却 公募抽選要領

■この売却に関する問い合わせ先■

高山市財務部契約管財課 管財係

電話 (0577) 35-3135 (直通)

公募抽選による売却の流れ



◆ 6月1日（月）から7月15日（水）（土日祝日を除く）
 高山市財務部契約管財課（高山市役所本庁4階）で配布
 ※市ホームページからもダウンロード可能



◆ 6月1日（月）から7月15日（水）（土日祝日を除く）
 「公募抽選参加申込書」など必要書類一式を提出

◆ 7月16日（木） 電話にて案内
 ※申込が1者の場合抽選会を実施せず、抽選会同日に契約説明会を実施

◆ 7月17日（金）午前9時30分から午前10時00分まで
 【場所：高山市役所本庁2階203会議室】
 ◎提出書類：「公募抽選参加申込書」、
 「委任状（代理人が参加する場合）」

◆ 同日 午前10時00分から

◆ 同日 抽選会終了後

◆ 速やかに「普通財産売払申請書」を提出

◆ 現地立会及び売却土地の重要事項説明を実施
 併せて契約保証金の納付書（売却金額の1割）を交付
 納付期限：8月24日（月）

◆ 契約保証金納付後、8月31日（月）までに契約締結
 契約書1通に収入印紙（10,000円）を貼付
 併せて納付済みの契約保証金額を除いた残りの土地代金の納付書を交付

◆ 土地代金及び登録免許税（収入印紙）の納付

◆ 土地代金等納付後、速やかに市で所有権移転登記を実施

◆ 所有権移転登記完了後、証拠書類を交付し土地の引渡し

令和8年度 第1回 売却物件一覧（令和8年6月1日公募開始）

物件 番号	所在地	地目	地積 (実測)	価格
1	高山市冬頭町281番1	宅地	747.20 m ²	17,260,000 円
2	高山市冬頭町716番	宅地	492.28 m ²	12,651,000 円

2 応募者の資格

応募者の資格は、次の条件に該当しない方とします。

- (1) 高山市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 売買契約を締結する能力を有しない方（契約のために必要な同意を得ていない「被保佐人、被補助人、未成年者」又は成年被後見人）及び破産者で復権を得ない方
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から④までのいずれかに該当する者
 - ① 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当する者（法人の場合は法人の役員等）
 - ア 暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に直接的又間接的に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ④ 前号①から③に該当する者の依頼を受けて申込をしようとする者
- (4) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 応募者の条件

- ① 抽選の公平性を確保するために、同一個人や申込者の親族の方、または同一法人が同一物件に複数応募することはできません。また、同一物件に申込みをしている方を代理人として委任することはできません。
- ② 購入意思を持たない物件の申込みは認めません（当選確率を上げることを目的とした申込みなど）。
- ③ 2名以上の連名（共有）による応募もできます。
- ④ 上記①、②に違反する応募があった場合には、当該物件に係るその申込者のすべての応募は無効となりますので、ご注意ください。

4 応募の手続き

(1) 応募書類等の提出方法

- ① 申込先への持参又は郵送のいずれかとします。郵送の場合、到着確認の電話をお願いします。
- ② 郵送の場合は「書留」をお勧めします。
- ③ 電話・ファクシミリ・電子メール等による応募は受け付けません。
- ④ 提出された書類等はお返ししません。

(2) 申込期間及び場所

申込期間	令和8年6月1日(月)から7月15日(水) (持参) 午前8時30分から午後5時00分まで ※土日祝日を除く (郵送) 令和8年7月15日(水) 必着
申込先	〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 高山市財務部契約管財課 管財係 (高山市役所本庁4階)

(3) 応募に必要な書類

- ① 公募抽選参加申込書(別記2号様式) (2部)

※ 1部は受領後、申込確認処理を行い申請者へお返しします。

- ② 住民票謄本

(法人にあっては法人登記簿謄本、役員名簿、住民登録していない外国人にあっては外国人登録証)

- ③ 印鑑登録証明書

- ④ 誓約書(別記3号様式)

※ 共有で申し込む場合は②~④までは申請者ごとに必要。

※ ②③については、令和8年1月1日以降に発行されたもの。

ただし、証明書発行後に変更があった場合には、最新版の証明書を提出してください。

(4) 申込確認後の公募抽選参加申込書の返却

提出された「公募抽選参加申込書」の内容を確認した後、「公募抽選参加申込書」1部へ申込確認印を押し、応募者へ返却します。抽選会場への入場には、押印された「公募抽選参加申込書」の持参が必要となりますので、大切に保管してください。

(5) 応募物件の取下げ

- ① 応募物件の取下げ

応募物件の取下げは、「公募抽選取下げ申込書(別記4号様式)」の持参又は郵送により、申込期間内に限り行うことができます。

- ② 取下げ時の注意事項

持参又は郵送以外の応募物件の取下げは受け付けません。

5 抽選

(1) 抽選会の日時及び会場

抽選日時	令和8年7月17日(金) 受付 午前9時30分から午前10時00分まで 抽選 午前10時00分から
抽選会場	高山市役所本庁2階203会議室
住所	高山市花岡町2丁目18番地

- (2) 抽選会への出席
- ① 抽選会には、必ず応募者本人又は代理人の出席が必要です。応募者本人又は代理人が出席されない場合は応募を辞退したものとみなします。なお、同一物件に申込みをしている方を代理人として委任することはできません。
 - ② 抽選に参加する場合は、押印された公募抽選参加申込書を必ずご持参ください。
 - ③ 代理人が参加する場合は、委任状（別記5号様式）も併せて必要となります。委任状を持参されない場合は、抽選に参加することはできません。
 - ④ 抽選会場には、応募1件につき1名のみ入場することができます（連名の場合も入場は1名とします）。
 - ⑤ 抽選開始時刻までに受付されていない場合は、抽選を辞退したものとみなします。
- (3) 抽選の方法及び当選者等の決定
- ① 抽選の方法は、会場で説明します。
 - ② 応募者が1名のみの方は、その方を当選者としてします。
 - ③ 応募者が2名以上の方は、抽選により当選者1名と補欠者（5名以内）を決定します。
- (4) 抽選結果の発表及び通知
- 抽選会場において当選者及び補欠者を発表するとともに、当選者には当選者決定通知書、補欠者には補欠者決定通知書を交付します。
- (5) 補欠者の繰上当選
- 当選者が辞退等によりその資格を失った場合は、第1順位から第5順位の補欠者を順位上位の方から自動的に繰上当選者とし、その旨を通知します。
- 当選者又は繰上当選者が契約を締結した場合は、補欠者の資格は消滅します。
- (6) 権利譲渡の禁止
- 当選者及び補欠者は、その資格を第三者に譲渡することはできません。
- (7) 抽選会後における購入者未決定公売物件への購入申込み
- 抽選会終了後、抽選会当日中に複数の方が同一の購入者未決定公売物件に購入申込みを行った場合については、同時申込みと判断し、抽選会を別途開催します。抽選会翌日以降については、先着順（随時募集対応）での売却を実施します。

6 契約説明会

当選者の方を契約予定者として、抽選日に契約説明を行い、売買契約の手続き等について説明します。当選者（又は代理人）は必ず出席してください。

応募資格に違反していることが判明した場合は、その時点で当選者の資格を失います。又、資格を喪失した当選者は、その後2年間、高山市が実施する市有財産の売却に応募することはできません。

7 契約の申請及び辞退

当選者は普通財産売払申請書（別記7号様式）を速やかに提出してください。

また、当選決定後に契約を辞退する場合には、令和8年7月21日（火）までに契約辞退届（別記6号様式）を提出していただきます。

8 現地立会の実施及び重要事項の説明

普通財産売払申請書提出後、高山市と売払申請者との両方で現地確認の実施及び重要事項の説明を行います。

現地では、現状及び境界を確認します。また、重要事項の説明は市の作成する書面を基に行い、承諾の署名及び押印をいただきます。

9 契約保証金の納付

売買契約締結までに、契約保証金として売買代金の100分の10の金額を**8月24日（月）までに**所定の金融機関で納付していただきます。

なお、契約保証金は売買代金の一部に充てます。ただし、契約保証金には利子を付けません。

10 契約の締結

(1) 当選者は普通財産売払申請書（別記7号様式）を速やかに提出してください。

(2) 売買契約の締結

契約予定者資格の審査の結果、高山市が契約の相手方として適当と認めた場合は現地立会及び重要事項説明後、契約を締結します。

売買契約の締結	令和8年8月31日（月）までに売買契約締結
---------	-----------------------

売買契約書に貼付ける収入印紙（10,000円）は、買受者の負担となります。

(3) 繰上当選者の契約締結手続き

繰上当選者の方には、売払申請書の提出及び売買契約締結の期限について、別途通知します。

11 売買代金の納付

(1) 売買代金は、売買契約の締結後に高山市が発行する納入通知書により、下記納期限までに所定の金融機関で納付していただきます。売買代金が期限までに完納されなかった場合は、納入期限の翌日から遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した延滞金をお支払いいただく場合があります。

(2) 高山市が納付不能と認めた場合は売買契約を解除します。この場合、納付された契約保証金は返還しません。

売買代金の納期限	令和8年11月30日（月）まで
----------	-----------------

12 所有権移転登記の手続き及び引渡し

(1) 所有権移転

売買代金の全額納付後、速やかに高山市において買受者への所有権移転登記の手続きを行います。登記に必要な登録免許税は買受者の負担となります。

納付していただく登録免許税の税額については、契約締結時にお知らせいたします。支払いについては、収入印紙または所定の納付書にてお支払いいただきます。

(2) 引渡し

所有権移転登記の完了と同時に、売買物件をその所在する場所において現況のまま引き渡します。

1.2 用途指定等の条件

- (1) 売買契約締結日から5年間、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条各項の規定に基づき建築してはならない建築物の建築をすることができません（詳細は各物件の調書をご確認ください）。
- (2) 住環境の保全等を目的として、指定期間中は太陽光パネルを設置する用途では使用できません（住宅の屋根に設置することは構いません）。
- (3) 買受者は売買契約締結日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する施設の用に供することはできません。
- (4) 売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することはできません。
- (5) 買受者は、売買物件の全部または一部を第三者に所有権移転するときは、前各項の条件を付さなければなりません。

1.3 実地調査条件

契約条件の履行状況を把握するため、高山市は随時実地調査を行い、又は買受者の方に必要な報告を求めることがあります。この場合、買受者の方はご協力いただかなければなりません。

1.4 違反金

購入者が上記1.2 用途指定、1.3 実地調査の条件について正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合は、売買契約を解除（売買物件を市へ返還）し、さらに1.2については売買代金の100分の30の違約金を、1.3については売買代金の100分の10の違約金を支払っていただきます。

<問い合わせ先>

◆高山市役所 財務部 契約管財課 管財係

〒506-8555

岐阜県高山市花岡町二丁目18番地

電話 (0577) 35-3135

FAX (0577) 35-3161